

議 第 1 1 号 議 案

改正地方自治法の見直しを求める意見書の提出について
改正地方自治法の見直しを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第
13条の規定により提出します。

令和6年6月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 木 村 邦 憲

提 案 理 由

改正地方自治法の見直しを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会
及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

改正地方自治法の見直しを求める意見書

第213回国会において、地方自治法の一部改正をする法律が成立した。この改正では、国と普通地方公共団体との関係等の特例規定が新設され、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各大臣が、閣議決定により、普通地方公共団体に対して、その事務処理について必要な指示をする、いわゆる補充的指示権が盛り込まれた。そして、都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村が処理する事務処理との調整のための指示や、自治体相互間の応援に関する国の要求・指示、職員派遣に関するあっせんを可能とした。

2000年の地方分権一括法の施行により、国と地方は、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となり、「機関委任事務制度」も廃止された。自治体に対する国の関与の原則も法定化され、必要な最小限度のものとするとともに、自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされた。

しかし、成立した改正地方自治法は、一般法であるにもかかわらず、個別法の根拠規定なしに、国の地方公共団体に対する指示権を広く認めている。このことは、地方分権改革の流れを逆行させるものであり、地方自治の後退につながる。

また、補充的指示権の要件や範囲も不明確で、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生するおそれがある」という判断は各大臣に一任されている。事前の自治体との協議・調整の義務などはなく、閣議決定のみで発動が可能になることから、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示が可能な規定となっている。

もとより、日本国憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思にもとづく住民自治を保障している。改正地方自治法に対しては、首長や自治体議員、有識者、法曹界はじめ多くの方から懸念の声があり、問題点が指摘されていた。特に全国知事会も「国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との見解を示していた。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、自治体との事前協議・調整の義務化及び国会の事前関与と事後検証の義務化をしない補充的指示権を規定する改正地方自治法の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

内閣府特命担当大臣（地方創生）

様